

群馬県立文書館

文書館ぞり

TEL 027 (221) 2346

<http://www.edu-c.pref.gunma.jp/kyoui/monjokan/>

第36号 平成13年2月

雑誌「幼女画報」の新年附録として大正八年（一九一九）一月一日に発行された双六です。

これは一月から十一月と振りだし、上がりの十三マスでできています。主人公の春子さんが枕の下に宝を入れて寝ると月ごとに幸せな夢を見て、上がると夢が覚めるという少女向けの夢物語で構成されています。

日本における双六の歴史は、唐から伝わった盤双六（二人相対して賽を振り、盤上の駒を動かして全部の駒を相手陣に入れるもの）の形式から始まり、古くは「日本書紀」持統天皇三年（六八九）十二月条に「禁断双六」の記事が見られます。

現在の双六は総双六と呼ばれる形式で、寛文年間（一六六一



県民ホール正月特別展に出品した双六から

初夢双六 大正8（1919）年1月1日

縦53cm・横39cm

藤岡市高山坂本計三家寄託
請求番号8202文書番号2473

七二）ごろ、悪い目は地獄、よい目は極楽として遊んだ「仏法双六」から始まったといえます。彩色が施され、道中双六、教訓双六などが人気でした。明治期以降は、児童雑誌の付録として欠かせないものとなりました。

当館収蔵の他の双六を見て、明治から大正にかけて発行された児童雑誌・婦人雑誌の付録がほとんどで、お伽噺や昔話の主人公が登場するもの、自動車や飛行機などの乗り物が登場するもの、道徳や婦人教育的な要素を持ったものなどのほか、時節柄、競争色が出たものもあります。子どもや家族向け正月遊びの主役だった双六ですが、その時代や文化をはっきりと映し出す貴重な史料の一つです。

里修験の補任状

東京国立博物館主任研究官 時枝 務

はじめに

里修験の補任状については、すでに高
禁利彦氏が「近世日本の国家権力と宗教」
（東大出版会、一九八九年）のなかで詳
細に考察し、近世の僧位・僧官制度のな
かに占める特殊な位置をあきらかにした。

また、群馬県の実例については、かつ
て筆者が近藤義雄編著「大間々町の杜寺」
（大間々町誌刊行委員会、一九九七年）
に取められた「近世修験道の文書―補任
状をめぐる―」において基本的な視点
を提示したことがある。

その後、新たに付け加えるなものも
ない状態であるが、昨年おこなわれた平
成十二年度長期古文書講座において「修
験文書を読む」と題して、里修験の補任
状を中心とした諸問題について考える機
会があった。

ここでは、その折の話を踏まえて、二
通の里修験の補任状をもとに、それから
考えられる。三の問題を論じ、古文書の
解説と利用のための一助としたらと思ふ。

一、補任状を読む

今回掲げた史料は、いずれも大間々町
塩沢の宝蔵院（現宮下修一郎家）に伝来

したもので、史料一が院号補任状、史料
二が金襴地結袷袂補任状である。
まず、史料一を解説しよう。



史料一 院号補任状

図示しなかったが、包紙の上書には
「院号、宝蔵院」とあり、裏書は「洛陽
新熊野別当職勝仙院僧止霞下故令裏書畢」
として法橋玄秀と法橋周清の名が認めら
れ、押印されている。本文は次の通りで
ある。

院号御免之事

被問召託、不可有子細旨
檢校宮依御気色
三山奉行若王子御房所被
仰出也、仍執達如件

元禄十六年八月二日 法橋秀定（龍樹石押）
上州 宝蔵院

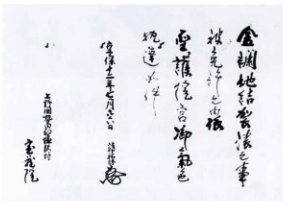
院号は寺院の塔頭や子院の称号である
が、修験道では修験道寺院をいうだけで
なく、修験者その人を指す用語として使
われている。ここでは、歴代にわたって
使われてきた「宝蔵院」の院号を使用す
ることを許可しているわけで、寺院の称
号であると同時に修験者自身をも指すも
のであることはあきらかである。

「檢校宮」は熊野三山を統括するため
に置かれた職である熊野山檢校のことで、
一四世紀以降は聖護院門跡が勤めており、
具体的には聖護院を指すことばとして使
用されている。聖護院が修験道の代表的
な教団である本山派の頂点に立っていた
門跡寺院であることはいうまでもない。

「三山奉行若王子御房」は、やはり熊
野三山を支配するために設けられた熊野
三山奉行を勤めた、京都東山の若王子々々
院のことである。若王子は聖護院の院家
のひとつで、室町幕府と親密な関係にあつ
たところから勢力を増し、以後世襲的に
三山奉行の職を独占していたのである。

この補任状は、聖護院の「御気色」に
よって、若王子が「仰出」されて発給し
たもので、差出人として記名する法橋定
応と法橋秀全は若王子執事である。つま
り、名目上は聖護院の意思を受けて発給
したかたちをとってはいるが、実際には
若王子が独自に発給したものであること
が知られるのである。

裏書の「新熊野別当職勝仙院」はやは
り本山派の院家で、上野国を「霞」とし
て所有していたことから、その裏書を求
められたのである。法橋玄秀と法橋周清
は勝仙院の執事である。後に勝仙院は住
心院に取って代わられ、上野国は住心院
の霞下に置かれることになるが、霞を所
有する院家が裏書をするという補任状の
形式が変更されることはなかった。



史料二 金襴地結袷袂補任状

次に史料二をみよう。やはり、図示しなかつたが、包紙の上書には「宝蔵院」とみえ、裏書には「洛陽新熊野別当住心院置下故加裏書者也 昇珍願」とあり、立派な朱印が押捺されている。本文は次の通りである。

金剛地結袈裟之事

被免許之由依

聖護院宮御気色

執達如件

享保十二年七月廿六日 法印祐勝（花押）

上野國勢多郡塩沢村

宝蔵院

結袈裟は修験者が身につける装束で、その地色によって宗派内の身分を表示したが、金剛地は里修験にとつてきわめて格式の高いものであった。それを許されるのが誠に奇譽あることであったことはいうまでもない。

この補任状も聖護院の「御気色」によって発給されているが、差出人の法印祐勝は聖護院の坊首であり、実際に聖護院から発給されたものとみられる。文書の文面も聖護院の御教書の形式を踏んでおり、院号補任状とは大きく異なっているが、実際に発給主体が違つたことに起因するものと判断される。

裏書にみえる住心院が、勝仙院から上

野国の霞を引きれぬだ院家であることは前述したが、院主である昇諷自ら筆を執る形式となつており、院号補任状よりも遙かに格式の高いものとして位置づけられていたところに特色がある。

二、補任状の意味するもの

このように、修験道の補任状に二種類の様式があることは、すでに高野氏によって指摘されており、史料二と同様式のもののが院号のほか僧都・坊首・桃地結袈裟・権大僧都・法印・一僧祇・二僧祇・三僧祇・貝緒、史料二と同様式のもののが金剛地結袈裟のほか白地金剛地結袈裟・浅黄經結袈裟の補任状にみられることが知られている。

高野氏によれば、前者が天明六年（一七八六）七月以降裏書が省略され、「住心院」の印を押捺するのみとなり、後者が天明期と天保期の間に様式の変化があつたというのが、大間々町の史料を検討した結果、前者の変化が安永八年（一七九八）八月、後者の変化が寛政期まで遡ることが確認された。小さな事実ではあるが、訂正しておく必要がある。

さて、それでは、本山派における補任状は、里修験にとつてどのような意味をもつものであつたのであろうか。

第一に指摘できるのは、補任状が修験者の教団内の身分や格式を保証し、教団の組織を確固たるものとする機能を帯

びていたことである。本来、国家の官位制度の一端である僧位・僧官の補任は、門跡の水戸官によるか寺社伝奏を通しての奏請が基本であつたが、若王子が発給していたところに本山派の特色がある。

一院家に過ぎない若王子が実質的な補任権をもっている以上、本山派の補任制度はあくまでも教団内部の身分や格式を付与するに留まつたことが予測され、律令国家以来おこなわれてきた官位制度の系譜を引きながらも、その性格はまったく異なつたものであつたことが指摘できよう。

第二に、里修験にとつて、補任状は教団内での立場を確立するために必要であつたのみでなく、地域社会における日常的な宗教活動を展開する根拠として重要なものであつた。

周知のように、補任状を得るためには、大峯山の入峰修行に参加し、上京のうえ官金を納めなければならなかつた。そのため、補任状は修験者の免許状としての性格を帯び、宗教的な正当性を証明する文書として受容されたのである。しかも、発給者は門跡である聖護院、あるいは院家の若王子という京都の名立たる寺院であつたから、補任状が権威ある存在として受け止められたのは当然であつた。門跡や院家は突き詰めれば朝廷に通じる権威をもつわけで、僧位・僧官

が名目的なものであつたとはいへない。国家の官職であつたことと相俟つて、補任状の権威を補強したのである。

そうした朝廷に通じる権威を重んじる姿勢が、宗教者・芸能民・職人に顕著なことはかねてから指摘されているが、里修験もまた例外ではあり得なかつた。

おわりに

里修験の補任状を読みながら、近世における修験者のあり方を考えてみたが、補任状から読み取れることはおそらくこれだけに留まらないうであらう。

ここでは深入りしなかつたが、古文字書学的な視点から、補任状の様式論や機能論などを展開する必要がある、伝来の意味についても十分に研究しなければならぬことはいうまでもない。

また、補任状が里修験の宗教的な権威や由緒を補強していることが予測され、その相互関係についても具体的な事例によって掘り下げられねばならない。

さらに、修験者以外の宗教者・芸能民・職人などが所持している補任状との関係も、いわゆる社会的な広がりとの関係も、捉え直すことも重要な課題である。

補任状は近世社会を探るまたとない手がかりを提供してくれるに違いない。

平成十三年一月十三日～二十一日

県立文書館正月特別展

「つる舞う形の群馬展―上野国から群馬県へ―」の開催

於・県庁一階県民ホール

平成十三年一月十三日(土)から二月二十一日(日)までの九日間わたって群馬県庁一階県民ホール北側で、県立文書館正月特別展「つる舞う形の群馬展」が開催されました。九日間で約五三〇名の方々に観覧していただきました。

この展示は、文書館としては初めての館外での開催でした。ここでは、この展示の趣旨と展示資料の一部、並びに体験コーナーの様子を紹介いたします。

開催の趣旨

群馬県立文書館が昭和五十七年(一九八二)に開館(前橋市文京町三丁目)してから満十八年が経過いたしました。この間に、県内外の資料所蔵者の方々から寄贈・寄託していただいた古文書は約三十一万点、県の各所属から移管された行政文書は約十二万冊に及びます。

これらの中には、主に江戸時代以降の群馬県の歴史を知るために欠くことのできない文書や絵図が含まれています。



オープニングセレモニー・除幕式

文書館では一階の展示室にて、これらの収蔵資料を年一回の企画展や年数回開催する収蔵文書展などで随時紹介してまいりました。

しかし、文書館の展示室がやや手狭であり、館の立地場所も住宅地の中にあるなどの諸条件により、なかなか多くの方々に観覧していただけないというのが実状でした。そこで、今年度は多くの県民の方々が来館される県庁一階の県民ホールでの展示を計画いたしました。



展示会場風景

展示の構成

展示は、二〇〇一年の正月という、二十一世紀の幕開けに開催されるため、県民の皆様に過去の群馬県の歴史を振り返っていただき、新たな歩みの指針を得ていただければというねらいで構成いたしました。主に江戸時代から昭和期にいたる群馬県を特徴づける歴史関係の資料を文書館収蔵資料から選び展示いたしました。

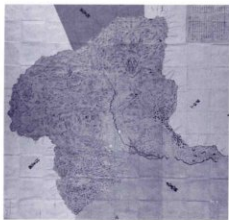
その際、展示資料選択の基準として利用したのは、群馬県民の多くが親しんでいる「上毛かるた」の読み札でした。読み札に関係する資料を複製パネルにして展示するという方法です。

他に、観覧者の方々が気軽に参加できるコーナーということで、「大反六(すごろく)大会」や「こよりづくり」などの体験コーナーも設けました。

主な展示資料

主な展示資料といたしましては、次のようなものがありました。

- つ・「つる舞う形の群馬県」では、元禄十五年(一七〇二)の元禄上野国絵図(前橋市高野家寄託文書No.1・写真左)と明治十七年(一八八四)の群馬県管内上野国全図(県行政文書)を約2メートル四方の大形パネルで展示いたしました。他に、各時代の群馬県の変遷を示す行政文書など。



- ま・「鶴と生糸は日本一」では、美蚕錦絵・製糸錦絵(藤岡市坂本家寄託文書)など。

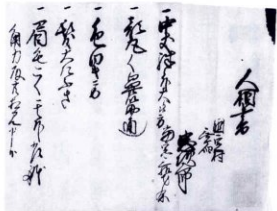
- ぬ・「沼田城下の塩原太助」では、天和二年(一六八二)の上野国沼田倉内城絵図(新治村猿ヶ京区寄託文書)など。
- き・「桐生は日本の櫓どころ」では、文政七年(一八二四)の桐生新町の織屋

仲間提書（東京都吉田家寄託文書）など。
 う・「碓氷峠の関所跡」では、明和七年（一七七〇）の碓氷関所の出女通行手形（松井田町中島家寄託文書）など。
 い・「伊香保温泉日本の名湯」では、寛永八年（一六三一）の伊香保温泉入湯人取締規定（前橋市木村家寄託文書）など。

あ・「浅間のいたずら鬼の押し出し」では、天明三年（一七八三）の浅間山大噴火の際の吾妻川火石・泥入り被害報告（吾妻町伊能家寄託文書№一一二〇・写真左）など。



ら・「雷と空風義理人情」では、天保十三年（一八四二）の国定村無宿忠次郎ほか人相書（月夜野町仲間家寄託文書№七七・写真左）など。



これは、展示した資料のごく一部であり、利用した「上毛かるた」の読み札は合計二〇枚、展示資料は二一〇点余にのほりました。なお、展示資料は当館に寄贈・寄託していただいた古文書や県行政文書などの館収蔵資料が中心ですが、それだけでは十分な展示が不可能だったため、各地の資料保存機関並びに個人蔵の資料も承諾を得て数多く展示させていただきます。御協力に深く感謝する次第です。

体験コーナー

多くの観覧者の方に、気軽に参加していただける体験コーナーを二つ用意しました。ひとつは、現在の日常生活ではほとんど作ることがなくなった「こより」を実際に燃つていただき、そのこよりを使ってカレンダーやメモ帳、あるいは「しおり」を作ってもらおうという「こよりづくり」のコーナーです。



体験コーナー（こよりづくり）

もう一つは、館収蔵資料の中の明治・大正時代の双六（すごろく）を拡大コピーして畳の上に置き、実際に昔の双六を体験してもらおうという「大双六大会」のコーナーです。



体験コーナー（双六）

「こよりづくり」のコーナーは、年配の方から「なつかしい」という感想をいただき、「大双六大会」のコーナーは、小学生から「おもしろい」という感想をいただきました。

なお、この二つの体験コーナーを実施するにあたっては、展示解説も含めてボランティアとして参加していただいた延べ六十人余の方々の多大な協力を得ました。記して感謝する次第です。

新たに閲覧できる

古文書

閲覧点検等を終え、新たに閲覧利用できるとして古文書は次のとおりです。

◎利根郡新治村・新治村有文書

新治村教育委員会が所有していた約二〇〇点の文書で、年貢割付状などの西陣須川村方文書、三国街道須川宿の助部人馬離立や飯米買いなどに関する須川村(宿)臨本陣家に伝来した文書、他に郷土史家の故本多夏彦氏が収集した文書(筆写史料を含む)などがあります。

(請求番号P八四一七)

◎利根郡新治村・須川笠原惣代文書

本文書群は約五五〇点で、新治村笠原地区に伝存してきた文書を、明治期以降惣代が引き継ぎ保管してきたものと思われます。年貢割付や皆済目録、秣場出入や助郷割合に関する近世須川村名主文書及び宿場関係文書、久賀村及び新治村からの諸連絡や区長から惣代宛の通知など近現代須川村笠原地区の区長・区長文書があります。

(請求番号P九〇〇七)

◎利根郡新治村・笹木ふち子家文書

文書の伝存地は、利根郡相模村のち湯ノ原村(現新治村相模)の笹木家で、約三〇〇点です。海圓寺開闢記録などの近世文書約八〇点と、近現代文書では、善

光寺・金比羅山などの一枚刷りの名所図、名所写真や絵葉書などがあります。

(請求番号P九六〇四)

◎利根郡新治村・林直家文書

文書の伝存地は、利根郡須ヶ京村のち久賀村(現新治村須ヶ京)の林家で、約八三〇点です。年貢割付や皆済目録、村入用帳、人馬離立や関所に関するものなどの須ヶ京村に関する文書と、地券や馬喰経営に関する文書、戦時中に家族に宛てた軍事郵便など林家の私的文書があります。

(請求番号P九八〇二)

新たに収蔵された

古文書

平成二二年六月以降、当文書館へ寄託・寄贈された古文書は次のとおりです。

◎前橋市文京町・乾玲子氏収集文書

乾氏の叔父田中春吉氏が収集した文書で、太平洋戦争による空襲被害状況を記した文書や、カスリン台風の被害状況記載の冊子など一五〇点です。

(寄贈)

◎前橋市元総社町・清水勉家文書

清水氏の父が所蔵していた昭和九年陸軍特別大演習写真帳一冊です。

(寄贈)

◎高崎市新保田中町・野野忠雄氏収集文書

明治九年の藤岡郡長宛て相取素彦の書簡一通です。

(寄贈)

◎前橋市朝日町・酒井保敏家文書

酒井家は、江戸時代に前橋藩主松平家の家臣で、藩主とともに白川↓姫路↓前橋と移りました。文書は、酒井家に伝存したもので、分限帳の写しや近世から近代の版本類など約一五〇点です。

(寄託)

◎前橋市大友町・長見寺文書

長尾山長見寺は、修験宗の寺院です。文書は、同寺に伝存したもので、修験道に関する近世文書約六〇〇点と写本や版本類、近現代史料などがあります。

(寄託)

◎勢多郡赤城村・永井明家文書

文書の伝存地は、赤城村三原田の永井家です。長尾権四郎書状などの中世文書の写しのほか、年貢割付状など三原田村の村方文書で約三〇〇点です。

(寄託)

◎前橋市上細井町・金子弘幸家文書

金子氏の祖父政次郎氏が所蔵していた大日本史や日本外史などの和書や漢籍類で約三三〇冊です。

(寄贈)

◎北海道江別市・遠藤雅夫家文書

祖父胤寿氏が書いた群馬県徴兵検査に関わる旅日記一点です。

(追加寄贈)

◎埼玉県越谷市・岡田榮生家文書

岡田氏の祖父が描いた水彩画など三点了。

(追加寄贈)

◎埼玉県上尾市・笹木四郎右衛門家文書

笹木家は、三国街道水井宿で本陣をつとめていました。文書は、主に明治期以降の笹木家の私的文書で約三〇〇〇点です。

(追加寄託)

降の笹木家の私的文書で約三〇〇〇点です。

(追加寄託)

◎前橋市三俣町・山田実氏収集文書

山田氏が収集した條目写や明治期の布達帳など約四〇〇点です。

(追加寄託)

◎前橋市文京町・篠田賢一家文書

文政四年天川原村分封図と享保年間の検地帳などの近世文書、野帳などの近代戸長役場文書で約三〇〇点です。

(寄託)

◎前橋市箱田町・栗岡良輔家文書

栗岡家は、江戸時代、前橋藩松平家の家臣をつとめていました。加藤清正の書状、藩の役職に関わる文書や書状、兵法や武術に関する文書などの近世文書約三〇〇点です。

(寄託)

◎マイクロ収集では次のものです。

◎吾妻郡吾妻町・片山喜四郎家文書

◎吾妻郡中之条町・一場家文書

片山家・一場家はともに、信州街道の特宿関所で関所番をつとめた家です。関所番勤方や普請に関わる文書、御用日記など両家合わせて約五〇〇点です。

◎明治期「郷土誌」

「郷土誌」は、明治四二年の県知事訓令により各市町村で作成されたものです。当時二〇八市町村のうち、四七町村分を撮影しました。

邑楽町の歴史を学ぶ会

当会の出発点が町教委主催の「古文書学入門講座」であったことから、その学習対象を古文書に求めるものであるが、これに拘泥するものではない。

明治以前の児童たちは「庭訓往来」等の「往来物」と称する手本を以て学習していた。用いる字も「常用漢字」や「現代仮名遣い」ではなく、正規の漢字であり、且「変体仮名等」を以て学習していた。「郷にあっては、郷に従え」の言葉通り、我々は少なくとも昭和二十年前の世界にタイムスリップして文字や言語、さらに思考感覚までも変える必要がある。

かくすれば、郷土の先人たちが歩んだ道程を理解し得るものと信じて、次のような学習と研究を進めている。

①「群馬県邑楽郡町村誌材料」の学習。江戸から明治へと、郡内諸町村が時代と共に推移する状況を端的に確認出来る。

②町内に伝存される古文書の解説と、その背景についての学習。

③各種金石文の採拓と解説。信仰・願望・感謝等々、自然と向き合う往時の人々の生活態度を読み取る。

④右の三点から学び取った諸相につき、掘り下げ学習を展開する。例えば、各町村の沿革・地名・領主の変遷・社寺及び



こぶ観音・明言寺宝篋印塔採拓

民衆の信仰、または個々の金石文に記された事件の調査或いは歴史・関連地誌・基礎資料等の学習。

⑤原資料の学習・調査等と併行して、周辺の歴史的環境展望のための実地調査を行う。当会ではこれを「歩講」と称する。

「アルコウ」と読み、歴史的現場に臨んで学習することを意味する。一般にいう歴史散策だが、ガイドマップとして「参謀本部の迅速図」を携行して「古道」殊に裏道を重点的に歩く。最も注意する項目は道路の特色、例えば「楕形」や「堀割」等の人為的遺構、さらに路傍の石碑・石仏等にも探史の視線を送る。これらは

個々に行うものではなく、歩講の道筋で「総合的・立体的」に展開されるものである。当会のモットーを「郷土史は足で稼ぐ」とする所以である。(邑楽町の歴史を学ぶ会代表 田野源)

安中市史編さん室

安中市史編さん事業は、平成五年四月一日教育委員会教育課文化財係に市史編さん準備担当の行政嘱託一名が配属されスタートしました。地味なスタートだったのが当市が市史編さん中であることを知らない人も多かったようです。

その後事業の進展に伴い順次職員を増員し、平成十年度に第一回配本の「民俗編」を、十一年度に第二回配本の「民俗・教育文化宗教編」を刊行することができました。現在第三回配本の「原始古代中世編」の刊行に向け日夜奮闘中です。

当市の市史編さん事業の環境は前述のごとく決して恵まれたものではありませんでした。小さな自治体の宿命で、人員(現在職員二名臨時二名)も巻数(全六巻)も事務室(応接セットも置けない)も小規模です。

資料に関しても当初、当市が位置する西毛地域は、古文書が少ない(かつてタルマや花火の材料として大量に消費された)事でも有名だったので資料不足が危惧されました。

しかし幸いにも編さん委員の方々の強い情熱と市民のみなさんの協力で、次々と新資料が発見され、また多くの貴重な埋蔵文化財発掘調査資料や旧町村役場時

代の行政文書を利用することができ、逆に資料を整理する時間が足りないほどのうれしい誤算が生じています。

人員や予算の不足を関係機関の暖かい指導と編さん委員の方々の情熱で補いながら、今日までなんとか事業を継続することができました。

安中市史は、全六巻というコンパクトな市史ですので、総花的でなく当市の特徴である街道や養蚕を重点的に扱うことで特色ある市史を目指しています。言い換えれば執筆者の努力と情熱が凝縮されて入っておりますのでぜひ一読賜りますようお願い申し上げます。(安中市史編さん事務局 藤巻止勝)



夜間燈火採集調査

Q&A レファレンス コーナー

Q よく古文書の書き出しに「乍恐以書付(恐れながら書き付けをもって)……」という「柱書(はしらがき)」を見ます。が読解の面では軽視してもよいでしょうか？

A とんでもありません。「柱書(はしらがき)」は古文書読解の点でとても重要です。「乍恐……」とあったら、下から上にもち上げられた「上申文書」であり、この内容は「訴状」か「願書」に限定されます。

「乍恐……」の文書の差し出し人が農民の場合は宛先の相手は武士(領主)となつて、「乍恐……」の文書は武士(領主)に回答を求める意味を含んでいるのです。

これに対して「差上ケ申……」という柱書をもつ文書も農民から武士(領主)に宛てた「上申文書」であるのですが、こちらは単なる報告や始末書であつて、必ずしも武士(領主)に回答を求める意味は含まれてはいないのです。

もし文書に「乍恐以書付御訴訟申上候」とあったら、文書の末尾に「訴訟方(原告)……」とともに「相手方(被

告)……」と記されているかどうかを確かめてください。

通常このような場合は訴状なのですが、この訴状は武士(領主)側で審査である「目安札(めやすだし)」の手続きをうけます。そして文書が本書ならば裏面に担当武士の名を大きく書き、「相手方(被告)」である農民の名を小さく書いてこれを「相手方(被告)」に下達文書として手渡すのです。

そしてこの下達文書をうけて「相手方(被告)」は自分の言い分を「乍恐以返答書奉申上候」という新たな文書にして武士(領主)宛に「上申文書」を提出しなければならぬのです。

そして訴訟問題が内済で解決した時に「訴訟方(原告)」は「相手方(被告)」とともに領主に「差上ケ申口証文之事」と名付けられた「上申文書」を武士(領主)宛に提出します。

古文書がどの作成段階で書かれたものかを知る重要な手がかりを与えてくれるのです。

パネルの貸し出しについて

文書館がこれまで展示用に作成したパネルをお貸しいたします。対象は市町村等の公共団体と学校です。詳しくは文書館までお問い合わせください。

告知板

○「ぐんま史料研究」第15号の販売

【論文】高島英之「平将門の王権」その

「徳」構想の特質について① 神山知

国「三新法期における郡政運営について

群馬県を事例として」② 史料「上野

国緑整郡三波川村御廻状写帳(九)」

○「ぐんま史料研究」第16号の販売

【論文】川原秀夫「上野国における平安

時代の神社行政」宮崎俊弥「鳥村至種業

者による栃木県延島新田進出と兼業経営

【史料】「大日本帝国憲法下における群

馬県衆議院議員選挙録(一)」*三月初

旬刊行予定 (一冊1,000円)

問い合わせは、文書館内の(財)群馬

地域文化振興会(TEL:221-2346)まで。

平成十二年度収載文書展

「一九〇〇年の群馬(3)」教育改革

と出版ジャーナリズム」のご案内

▽会期 1月12日(金)～15月20日(日)

▽会場 文書館一階展示室 観覧無料

一九〇〇年に行われた中等教育の拡充

を中心に、明治期の教育改革にかかわる

文書展示しました。また、文化の面では

一九〇〇年前後の新聞や雑誌を紹介し

ます。明治の新聞を二紙並べた新聞

コーナーを、ぜひご覧ください。

あゆみ

△平成12年7月・12月▽

7・2 ふるさと古文書講座(東毛地区

・全3回)

7・14 文書調査員会議開催

7・21 第2回収載文書展開始

7・22 長期古文書解説講座① 金沢文

庫主任学芸員西岡芳氏①③

8・5 長期古文書解説講座④ 群馬高

専教授田畑勉氏①③

10・12 「ぐんま史料研究」第15号刊行

10・28 企画展「時の向こうに何が見え

る」(1/12/3)

11・11 長期古文書解説講座⑤ 文化女

子大学教授原島陽一氏①⑤

11・12 企画展記念講演会「三國峠を越

えた旅びと」(元筑波大学教授

田中圭一氏)

12・2 長期古文書解説講座⑦ 高崎経

済大学教授和泉清司氏

12・9 長期古文書解説講座⑧ 東京国

立博物館主任研究官時枝務氏

発行 群馬県立文書館

〒330-0201 前橋市文京町三丁目一

印刷 松本印刷工業株式会社

字/岡庭征人書